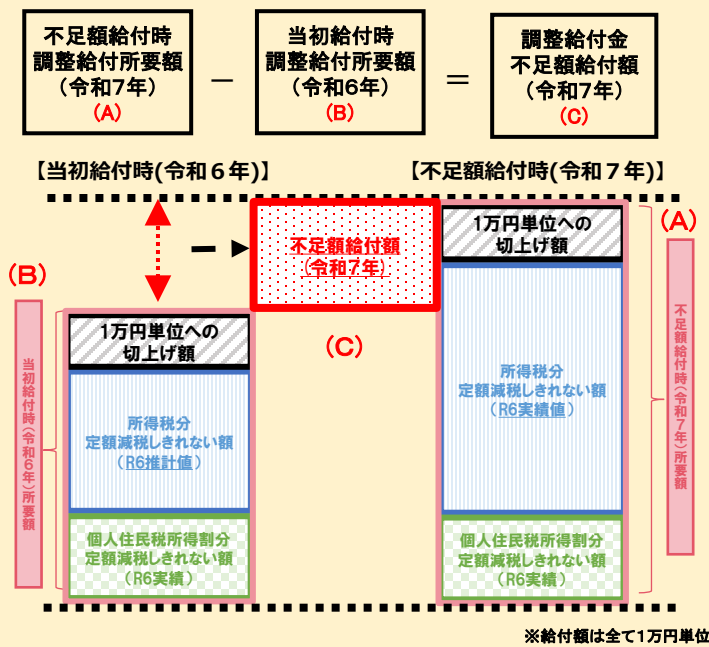


令和7年度山都町定額減税調整給付金のご案内 (不足額給付)

「不足額給付」とは？

- 定額減税（住民税所得割から1万円、所得税から3万円）において、令和6年度に実施した調整給付（減税しきれないと見込まれる方への給付）について、支給額に不足が生じる場合に追加で給付を行うものです。

不足額給付①



不足額給付②

- 令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割とともに定額減税前税額がゼロ**
(≒本人として定額減税対象外)
 - 税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう、**青色事業専従者・事業専従者（白色）の方、合計所得金額48万円超の方**
(≒扶養親族等としても定額減税対象外)
 - 低所得世帯向け給付**（R5非課税給付等、R6非課税化給付等）**対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない**
- 以上すべての条件を満たす方に対し、最大で4万円を給付します。(D)

※注1:所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額1805万円超の方は、調整給付の対象とはなりません。

※注2:「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」(B)を下回った場合にあっては、余剰額返還の必要はありません。

支給対象者・支給金額について

※支給金額は、個別の課税状況により異なるものであり、下記はあくまで一例です。

○不足額給付①

<例> 世帯主・配偶者・子の3人家族の場合

令和6年度	住民税分	定額減税可能額 (1万円×3人) 30,000円	—	令和6年度住民税所得割額 19,200円	=	減税不足額 10,800円	減税不足額 合計 55,800円	当初給付時 所要額 60,000円 (B)
	所得税分	定額減税可能額 (3万円×3人) 90,000円	—	令和6年度推計所得税額 (令和5年分所得税額) 45,000円	=	減税不足額 45,000円		
令和7年度	住民税分	定額減税可能額 (1万円×3人) 30,000円	—	令和6年度住民税所得割額 19,200円	=	減税不足額 10,800円	減税不足額 合計 79,800円	不足額給付時 所要額 80,000円 (A)
	所得税分	定額減税可能額 (3万円×3人) 90,000円	—	令和6年度所得税額 (確定額) 21,000円	=	減税不足額 69,000円		
		(A) 不足額給付時所要額 80,000円	—	(B) 当初給付時所要額 60,000円	=	(C) 不足額給付額 20,000円		

○不足額給付②

<例> 令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割ともに0の青色事業専従者で、過去の低所得世帯向け給付を受給していない場合

⇒ 不足額給付4万円(D)が支給されます。

給付金の支給手続き

町に口座情報がある方

支給額・支給口座・支給予定日を記載したお知らせを送付します。

- **申請不要**に給付金を受け取れます。
- 振込先の口座を変更する際は、振込予定日の1週間前までに役場窓口（本庁福祉課・各支所 住民福祉係）にて手続きが必要です。

※ 振込を希望する口座の口座番号が分かるもの(通帳またはキャッシュカード)をお持ちください。

お知らせに記載の支給予定日に振込を実施します。

町に口座情報がない方

支給額を記載した確認書を送付します。

- 給付金を受け取るには、**返信が必要**です。
- 確認書に必要事項を記入し、**口座番号が分かるもの(通帳またはキャッシュカード)の写しと一緒に**ご返送ください。



口座登録が完了次第順次振込を実施します。
(町に確認書が届いてから2週間程度)
申請・口座登録期限：令和7年10月31日必着

転入者の方や年度途中の税額修正があった方などは、不足額給付の算定ができていない可能性があります。対象となる場合には申請が必要です。詳しくは下記問い合わせ先までご連絡ください。

その他



「令和7年度山都町定額減税調整給付金」（不足額給付）を装った**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。
また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

定額減税・税額に関すること : 山都町役場 税務住民課



0967-72-1128

給付金の振込・口座に関すること : 山都町役場 福祉課



0967-72-1229

受付時間 平日8:30~17:15